

メジャーリーグ (MLB) における プロ選手の法的地位

川井圭司

昨年 2004 年、日本プロ野球選手会が実施した史上初のストライキを契機に、プロ野球選手の権利あるいは法的地位をめぐる全国的な議論が巻き起こったが、この点、プロ野球の産みの親、アメリカでは選手にいかなる法的地位を与えているのであろうか。以下では、メジャーリーグ (MLB) の労使関係の変容にみる選手の法的地位について、その概略に触れてみたい。

プロリーグと連邦法

アメリカには、4 大プロリーグと呼ばれる、プロ野球の MLB、プロフットボールの NFL、プロバスケットボールの NBA、プロアイスホッケーの NHL がある。これらのプロリーグの選手地位に深くかかわってきた連邦法として、全国労働関係法と反トラスト法（わが国の労働組合法と独占禁止法）をあげることができる。なぜなら、これらに所属する選手は全国労働関係法のもとで団結権、団体交渉権、ストライキ権の保障を受け、それぞれの地位の向上を目指すとともに、他方、反トラスト法によりドラフト制度、移籍制限などリーグ・球団による制限的取引慣行に抵抗してきた経緯があるからである。

しかし、このうち MLB については反トラスト法上、例外的な取り扱いを受けてきた。というのは、MLB はプロ野球事業を独占している、あるいは MLB の選手移籍制限は不当な取引制限であるとする訴えが提起されてきたなかで、連邦最高裁は 1922 年と 1953 年の 2 度にわたってプロ野球への反トラスト法の適用を否定した。その理由はプロ野球がいまだ連邦法の規制対象となりうる規模の事業とはいえない、というものであった¹⁾。

そして 1953 年の時点でのプロ野球事業の拡大はもはや疑う余地のないものになっていたが、いわゆる先例の拘束により 1922 年の判断が踏襲された²⁾。さらに、連邦最高裁は、プロボクシングや NFL については 1950 年代に連邦法の規制対象となりうる規模の事業であるとして反トラスト法の適用を認めたものの、これまでプロ野球への反トラスト法の適用が除外されてきた歴史的経緯を重視し、プロ野球については反トラスト法上の特例とする判断を 1972 年に下すに至ったのである³⁾。こうして反トラスト法という対抗手段を完全に絶たれた MLB 選手会は、労働法上の権利に特化して選手地位の向上を目指すことになる。

MLB 選手会

1954 年、MLB に選手会が発足する。その動機は、1946 年に導入された年金制度の管理・運営を巡る不満にあったといわれている⁴⁾。その後、報酬の向上など、労働条件の改善に選手会の照準が向けられていくことになるが、その中心的要求はながらく選手のチーム間移籍の自由拡大にあった。というのは、従来、契約期間の満了後も球団の一方的な意思表示により選手を保有し続けることができるというプロリーグ特有の保留制度があり、これが足枷となって、より好条件を提示する球団への移籍の機会を奪われると同時に、所属球団に対する交渉力をも奪われることで労働条件が低位に抑制される、との選手側の根強い反発があったからである。

ところで、その発足後まもなくリーグ・球団に対する交渉力の弱さを痛感した選手会は、全米鉄鋼労組の主任エコノミストとして活躍し組合活動

の辣腕家として知られたマービン・ミラーを選手会委員長に迎え、団体交渉権が保障される労働組合への再編成を図っている。その数年後の1969年に、全国労働関係法の保護対象について決定権限を有するNLRB（わが国の労働委員会に相当する行政機関）がMLBの審判で組織する審判組合に対して組合認証を与え、これにより野球事業に対して全国労働関係法の規制が及ぶことが公認された⁵⁾。こうした潮流のなかで1960年代に4大プロリーグのすべてで各選手会が労働組合の認証あるいは承認を受け、法律上の地位を獲得する。すなわち、以下について不当労働行為としてNLRBにその救済を求めることができることになった。

①選手会のメンバーであること、またはその活動を行うことを理由とする労働条件の差別的取扱い、②正当な理由のない団体交渉拒否、③不誠実な交渉、④誠実な団交を尽くさない労働条件の一方的変更、⑤交渉に関連する情報の不提供、⑥選手会のストライキに対する制裁や報復、などである。

プロリーグで不当労働行為の成立が認められたケースとしては、オープン戦で選手会の団結を鼓舞した選手会長に対して球団が選手登録を抹消したことは差別的取扱いに当たるとされた事案(NFL)⁶⁾や、球団側が選手会との団体交渉を拒否し、選手と個別交渉をしたことが団体交渉義務違反とされたもの(プロサッカーリーグ)⁷⁾、球団による罰則規定の一方的設置が、労働条件の一方的変更に当たり不当労働行為が成立するとされたもの(NFL)がある⁸⁾。

全国労働関係法の保護を得たMLB選手会は、その機能を徐々に拡充するなかで、リーグ・球団との団体交渉において対等の地位を獲得し、最低賃金、年金、仲裁手続、さらにフリーエージェント(FA)制度等の事項について労働協約を締結していくことになったのである。こうして労使における交渉力の格差が是正され、選手側の合意に基づいて労働条件が決定されることで、附合契約的側面が次第に排除されていった。その意味で労働協約の締結はプロ野球事業のまさにエポックメイキングとなった。

選手会のストライキ

選手会は、選手の労働条件の改善を求め、時にストライキを実施してきた⁹⁾。たとえば、1981年のストライキは、FA制度における選手喪失球団への補償のあり方についての対立が端緒となったものであるが、このストライキは50日間に及び、延べ713試合がキャンセルされた。結局、FA選手喪失球団に対してドラフト選択権を付与するシステムを導入することで双方が合意した。

また、1985年のストライキは選手給付手当プラン(players' benefit plan)と給与仲裁手続の資格年数についての紛争に端を発したものであった。しかし幸いにも2日後には合意に達したため、キャンセルされた試合が後に埋め合わされ、シーズン継続に大きな支障はなかった。

プロ野球史上、もっとも大きな衝撃を与えたのが、1994年のストライキであった。これは、サラリーキャップ(選手報酬の総額に対する上限枠)の導入をめぐる交渉が紛糾し、実に230日を超える空前のストライキとなった。当時のクリントン大統領が仲裁に乗り出すも、その成果は得られず、結局1994年以来、第2次世界大戦中でさえ途切れることなく継続してきたワールドシリーズまでもがキャンセルされ、全米の野球ファンを失望させるとともに経済界にも多大な打撃を与えた。なお、その後、締結された新労働協約により課徴金制度が導入され、各球団の選手報酬の総額に上限を設定し、これを超えた球団はその額に応じてリーグに奢侈税(luxury tax)なるものを支払うことになった¹⁰⁾。この制度は奢侈税を支払えば設定された上限額を超えることができるという点で緩やかなサラリーキャップともいえる。

まとめ

以上を踏まえて、MLBにおける選手地位向上のキーポイントを整理しておこう。まず第1は、1960年代における選手の権利意識の変化である。これは組合活動のスペシャリストを選手会に迎えたことが、労働組合としての選手会の機能を拡充させるインセンティブとなり、これが労使関係の構造改革に向けた出発点となった。第2に、全国

労働関係法の適用である。これにより選手会は法律上の地位を確保し、球団側の団交拒否や労働条件の一方的変更などについてNLRBに救済を求めるという道が開かれることになった。また、MLBについては反トラスト法の適用が除外されてきた背景がMLB選手会の組合活動強化の誘因となったことも忘れてはならない。第3に、労働協約の締結である。これにより主要な労働条件はすべて選手会とリーグ・球団の団体交渉にもとづく合意により決定されるに至った。こうして、かつてMLBにあまねく存在していた附合契約的側面を次第に排除することになる。今日では労働条件に関わる事項はもちろん、その他の事項についても網羅的に労働協約に規定されており、労働協約はMLBの憲法ともいべき位置づけにある。第4に、苦情処理・仲裁手続の導入とその活用である。かつてはあらゆる紛争についてコミッショナーが排他的に裁定を下すことになっていたが、労働協約の解釈をめぐる労使の対立については公平中立の第三者に判断を委ねることで、手続の公正さを担保するとともに、紛争処理の迅速化を図った。実は、反トラスト法の適用を除外されてきたMLBでは、仲裁手続が移籍の自由獲得の糸口となっている。また、1973年より労働協約に導入されている給与仲裁手続は選手報酬の上昇を下支えしてきた。

こうしてみるとMLBでは、選手会がまさに労使対等の交渉地位を獲得し、また公正な紛争処理システムを構築するなかで着実に労働条件を改善し、選手地位を向上させてきたことがわかる。なかでも移籍の自由の拡大がもたらした報酬高騰へのインパクトは計り知れない。しかし他面において、この動向は、各球団間の選手獲得競争を加熱させ、財政的に逼迫する弱小球団を多発させることになった。そこで、球団戦力の均衡維持というリーグ運営の基本理念に立ち返り、選手の権利とリーグの利益をいかに両立させるのか、という今

日的な課題が浮上することになったのである。こうした状況のなかで考案されたのがサラリーキャップ制度や課徴金（奢侈税）制度である。選手の移籍の自由を保障する一方で、球団が支払う人件費の総額に一定の枠をはめ球団間の財力および戦力のバランスを取るというこの制度は、今やアメリカ・プロリーグ経営の必須アイテムになりつつある¹¹⁾。

- 1) Federal Baseball Club v. National League of Professional Baseball Club, 259 U.S. 200 (1922).
- 2) Toolson v. New York Yankees, 346 U.S. 356 (1953).
- 3) Flood v. Kuhn, 407 U.S. 258 (1972).なお、三つの連邦最高裁判決によって確立された反トラスト法上の特例については、1998年の制定法（Curt Flood Act）により撤廃されるに至っている。
- 4) Generally see Robert C. Berry & William B. Gould IV & Paul D. Staudohar, Labor Relations in Professional Sports, 1986, at 52-53.
- 5) Paul C. Weiler & Gary R. Roberts, Sports and the Law (2nd ed.), 1998, at 250-255 (quoting the American League of Professional Baseball Club & Association of National Baseball League Umpires 180 N.L.R.B. 190 (1969)).
- 6) Seattle Seahawks v. NFLPA & Sam McCullum, 292 N.L.R.B. No.110. (1989); 1989 Lexis 98.
- 7) Morio v. North American Soccer League, 501 F. Supp. 633 (S.D.N.Y.1980).
- 8) National Football League Management Council and the Constituent Member Clubs of the National Football League and National Football League Players Association, 203 N.L.R.B. 958 (1973); National Football League Players Ass'n v. NLRB, 503 F. 2d 12 (8th Cir. 1974).
- 9) Paul D. Staudohar, The Sports Industry and Collective Bargaining (2nd ed.), 1989, at 27-29, 56-57; Paul C. Weiler & Gary R. Roberts, Sports and the Law, 1993, at 277-278.
- 10) 奢侈税制度とともに、黒字球団の収益の一部を弱小球団に分配する収益分配制度が導入されている。こうして球団の共存共栄を念頭においたリーグ運営の抜本的見直しが行われた。
- 11) NHLではサラリーキャップの導入をめぐる労使交渉が紛糾し、今シーズンの実施が絶望的となっている。なお、本稿の内容については、拙著『プロスポーツ選手の法的地位』（成文堂、2003年）を参照。

（かわい・けいじ 同志社大学政策学部助教授）